# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年１月19日 |
| 【会社名】 | 株式会社ソルクシーズ |
| 【英訳名】 | SOLXYZ Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　　長尾　章 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝五丁目33番７号 |
| 【電話番号】 | 03-6722-5011 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理本部長　　金成　宏季 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝五丁目33番７号 |
| 【電話番号】 | 03-6722-5011 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理本部長　　金成　宏季 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## １【提出理由】

平成29年１月19日に開催した取締役会において、当社従業員に対するインセンティブとして、下記のとおりストックオプションとしての新株予約権の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## ２【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社ソルクシーズ第３回新株予約権

(2) 発行数

2,000個

(3) 発行価格

本新株予約権１個あたりの発行価額は、4,500円とする。

なお、当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値545円／株、株価変動性27.01%、配当利回り0.92%、無リスク利子率-0.071%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額545円／株、満期までの期間７年、業績条件）に基づいて、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。

(4) 発行価額の総額

118,000,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

種類：当社普通株式

内容：当社普通株式は、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、当社単元株式数は100株である。

数　：200,000株（本新株予約権１個当たりの目的となる株式数100株）

なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に(5)に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、545円（本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所市場第一部における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間
平成29年２月24日から平成36年２月23日まで

(8) 新株予約権の割当日（発行日）
平成29年２月24日

(9) 新株予約権の払込期日
平成29年２月23日

(10) 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における平成29年12月期から平成31年12月期の営業利益の合計額が21億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
ただし、平成29年12月期から平成31年12月期のいずれかの期の営業利益が、５億円を下回った場合、一切の本新株予約権を行使することはできない。
なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を喪失した日から１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日に至るまでに限り、本新株予約権を行使することができる。
③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(11) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(13) 勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社従業員　400名

(14) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

(15) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
取決めの内容は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約（当社ストックオプション契約）において定めるものとする。

以　上